

【アドバンスト編】 ページサンプル （見本お申込者様用）

実物は **A5判サイズ**で印刷されておりますのでご注意ください。(A4 サイズより字が小さくなります)

13 ページ（抜粋）

**E 1：知財の価値評価**

|                       |   |  |
|-----------------------|---|--|
| <p>E1-001<br/>□□□</p> | <p>【知財の価値評価／全般】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①特許権の価値は、時間の経過とともに減少していくが、著作権の場合にはそうとは限らない。</p> <p>②ソフトウェアの制作費は、無形固定資産として計上できる場合がある。その場合、そのソフトウェアの実質的な価値は、会計年度毎に、減価償却によって減少していくことになる。</p> | <p>①は不適切である。特許権、著作権ともに、何らかの出来事等をきっかけに、価値が大きく増すことがある。例えば特許権に関しては、その関連技術が標準化することで価値が大きく増すことがある。また、著作権の場合、例えば昔のヒットソングがCMIに採用されることで再び人気化し、その音楽の著作権の価値が急激に高まることがある。</p> <p>②は不適切である。第1文は適切であるが、第2文が不適切である。ソフトウェアの制作費が、無形固定資産として計上された場合、例えば5年以内の定額法などにより、償却処理されることになる。このため、帳簿上の価値は毎年減少していくことになるが、実質的な価値がこれに連動して減少するものではない。実質的には価値を増すものもあれば、すぐに無価値同然になってしまうものもある。</p> |
|-----------------------|---|--|

16 ページ（抜粋）

|                       |  |  |
|-----------------------|--|--|
| <p>E1-009<br/>□□□</p> | <p>【知財の価値評価／各手法】</p> <p>評価しようとしている知的財産から得られる将来の経済的便益(将来得られるキャッシュフロー)を現在価値に換算し、その額に基づいて価値評価する手法は(①)と呼ばれている。</p> <p>評価しようとする知的財産を取得するためにかかった費用、またはこれから取得するためにかかると予想される費用に基づいて価値評価する手法は(②)と呼ばれている。</p> <p>評価しようとする知的財産と類似する知的財産が取引されている市場の取引価格等を参考にして価値評価する手法は(③)と呼ばれている。</p> | <p>①インカム法(インカムアプローチ)<br/>②コスト法(コストアプローチ)<br/>③マーケット法(マーケットアプローチ)</p> |
|-----------------------|--|--|

22 ページ（抜粋）

**F 1 : 資金調達**

|                       |  |   |
|-----------------------|--|---|
| <p>F1-001<br/>□□□</p> | <p><b>【資金調達／資金調達方法】</b></p> <p>資金調達方法を2つに大別すると、企業の信用力による(①)と、特定の資産価値による(②)がある。(①)はさらに、(③)と(④)に分けられる。(③)は、株式発行などにより、返済する必要がない資金を調達することである。(④)は、銀行借入や債券発行といった負債による資金調達のことである。(④)は、貸借対照表においては、(⑤)に入る。</p> <p>(②)は、資産を売却して資金を調達することである。知的財産は、ソフトウェアと同様に(⑥)に分類されるが、知的財産は貸借対照表において計上されていない、すなわち(⑦)となっている場合がある。</p> <p>知的財産の(⑧)は、(②)の1つの手法として注目されている。(⑧)されることにより小口化され、多くの投資家から資金を集めることへの道が開かれる。</p>                           | <p>①コーポレート・ファイナンス<br/>②アセット・ファイナンス<br/>③エクイティ・ファイナンス<br/>④デット・ファイナンス ⑤負債の部<br/>⑥無形資産 ⑦オフバランス ⑧証券化</p> |
| <p>F1-002<br/>□□□</p> | <p><b>【資金調達／直接金融と間接金融】</b></p> <p>直接金融とは、企業が(①)や(②)などを発行して、直接的に投資家や貸し手から資金調達をすることである。一方、間接金融とは、(③)に代表されるように、資金を調達する側と提供する側との間に間接的に資金を貸し借りする機関(銀行や信用金庫等)が存在する仕組みのことである。</p> <p>直接金融の手段としては、(④)によるエクイティ・ファイナンスや(⑤)によるデット・ファイナンスがある。エクイティ・ファイナンスによる資金は返済不要であるが、配当金などの(⑥)が生じる。また、知的財産の(⑦)は、直接金融に分類される。</p> <p>間接金融の手段としては、前述のとおり(③)が挙げられるが、これはデット・ファイナンスである。デット・ファイナンスによる資金は(⑧)であり、返済期限もある(⑨)であるため、(⑩)の管理には特に注意が必要である。</p> | <p>①株式 ②債権 ③銀行借入<br/>④株式発行 ⑤社債発行 ⑥資本コスト<br/>⑦証券化 ⑧有利子負債 ⑨他人資本<br/>⑩キャッシュフロー</p> <p>第7回(共通)問11に関連</p>  |

30 ページ（抜粋）

|                       |  |   |
|-----------------------|--|---|
| <p>F1-025<br/>□□□</p> | <p><b>【資金調達／受け皿となる組織】</b></p> <p>資金調達の受け皿となる組織形態には、株式会社、合同会社、有限責任事業組合、匿名組合、任意組合を挙げることができる。次の記述は、この5つのうちどれについてのものであるか？</p> <p>①会社法に基づいて設立される。<br/>                 ②商法に基づく組織である。<br/>                 ③設立・成立の登記の登録免許税がかかる。<br/>                 ④出資者は原則、有限責任を負う。<br/>                 ⑤法人格がない。<br/>                 ⑥パススルー課税が適用され得る。<br/>                 ⑦1人で設立することが可能である。<br/>                 ⑧登録免許税の額が通常は最も高くなる。<br/>                 ⑨登録免許税の額が通常は最も低くなる。</p> | <p>株式会社＝株式、合同会社＝合同、有限責任事業組合＝有限、匿名組合＝匿名、任意組合＝任意と略記する。</p> <p>①株式、合同<br/>                 ②匿名<br/>                 ③株式、合同、有限<br/>                 ④株式、合同、有限、匿名<br/>                 ⑤有限、匿名、任意<br/>                 ⑥有限、匿名、任意<br/>                 ⑦株式、合同<br/>                 ⑧株式<br/>                 ⑨有限</p> <p>* 有限責任事業組合は、「有限責任事業組合契約に関する法律」に基づく。<br/>                 * 任意組合である製作委員会は、法人格を有しない。</p> <p>第15回(コン)問27に関連<br/>                 第21回(コン)問1に関連</p> |
|-----------------------|--|---|

36 ページ（抜粋）

|                       |   |   |
|-----------------------|---|---|
| <p>F1-045<br/>□□□</p> | <p><b>【資金調達／米国LLC】</b></p> <p>米国の次の記述内容は適切か？</p> <p>①米国の映画業界ではLLC(Limited Liability Company)が活発に活用されている。<br/>                 ②出資メンバーの責任は、会社に対する出資の範囲に限定される有限責任である。<br/>                 ③米国の税務上は、LLCごとに、法人課税を受けるか、またはその出資者(メンバー)を納税主体とするいわゆるパススルー課税を受けるかの選択が認められている。</p> | <p>①～③まで適切である。</p> <p>第21回(コン)問1に関連</p> |
|-----------------------|---|---|

**F 2 : 資金調達（ランダム）**

|                       |   |  |
|-----------------------|---|--|
| <p>F2-001<br/>□□□</p> | <p><b>【資金調達／完成保証】</b></p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①映画製作者（プロデューサー）に対して資金を提供する者（銀行等）にとっては、その映画が予算内で完成するのかが関心事となる。このため、融資を予定する銀行等は、借主である映画製作者に対して、完成保証保険（コンプリーションボンド）を保険会社との間で締結することを要請することがある。</p> <p>②完成保証（コンプリーションボンド）とは、保険会社が製作予算管理を行い、もしも予算オーバーとなった場合には作品を完成させるために追加予算を提供することを内容とする保険である。単純に言えば、完成保証（コンプリーションボンド）は、資金提供者側にとって、製作予算の超過リスクをカバーするための保証である。</p> | <p>①は適切である。その映画が予算内で完成されない場合には、プリセール契約の実現による資金回収が見込めないことになるためである。</p> <p>②は適切である。従って、保険会社は、このような追加予算の提供といった事態に陥ることがないように、プロデューサーや監督のトラックレコード、映画の内容、予算計画等を厳格に審査し、問題がある場合にはコンプリーションボンドの発行には応じないことになる。</p> <p>第9回（コン）問42に関連<br/>第21回（特許）問1に関連</p> |
| <p>F2-002<br/>□□□</p> | <p><b>【資金調達／匿名組合】</b></p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>匿名組合の当事者が負う責任は、有限責任である。</p>   | <p>不適切である。匿名組合員（出資者）が負う責任は、有限責任であるが、営業者の負う責任は無限責任である。</p>  |

44 ページ（抜粋）

**G 1：税関**

|                       |   |                                   |
|-----------------------|---|-----------------------------------|
| <p>G1-001<br/>□□□</p> | <p><b>【税関／税関による取締の全体像】</b></p> <p>知的財産侵害物品は、(①)により輸出・輸入してはならない貨物と定められており、税関で取締りを行っている。明らかに知的財産権を侵害していると認められる物品は、税関が職権で差止めることもできるが、膨大な貨物に対して、税関が効果的な検査を実施するためには、権利者による(②)が重要である。この(②)とは、知的財産権の権利者が、自己の権利を侵害すると認められる貨物が輸入されようとする場合に、税関長に対し、当該貨物の輸入を差し止め、(③)を執るべきことを申し立てる制度である。</p>  | <p>①関税法 ②輸入差止申立<br/>③認定手続</p>     |
| <p>G1-002<br/>□□□</p> | <p><b>【税関／税関による取締の全体像】</b></p> <p>輸入差止申立が受理されるためにはいくつかの要件がある。受理要件の主な事項は、(①)であること、権利の内容に根拠があること、(②)の事実があり、これを(③)できること、税関で(④)できること、である。このため、輸入差止申立においては、権利に応じて様々な資料等の提出が求められる。輸入差止申立が受理されても、税関で侵害物品を(④)できなければ検査することができない。そこで、税関で(④)しやすくなるようにするためには、そのための情報(侵害被疑品のサンプルや写真等)の提供が重要となる。</p> <p>輸入差止申立を受理すべきかどうかについては審査が行われ、この審査の際には、必要に応じて(⑤)の意見が照会されることがある。</p> | <p>①権利者 ②侵害 ③疎明<br/>④識別 ⑤専門委員</p> |

46 ページ（抜粋）

|                       |  |  |
|-----------------------|--|--|
| <p>G1-008<br/>□□□</p> | <p><b>【税関／輸入差止申立の受理要件】</b></p> <p>輸入差止申立の受理要件は、1)①であるか、2)権利の内容に②があるか、3)③があるか、4)③等を④できるか、5)税関で⑤できるか、の5つを挙げることができる。</p> <p>まず、1つめの要件であるが、輸入差止申立てを行うことができる者は、①または⑥、専用使用権者(商標権)もしくは専用利用権者(育成者権)である。特許権の通常実施権者は⑦。</p> <p>また、①は、⑧を用いて申立手続を行うこともできる。この場合、①からの⑨が必要となる。</p> <p>なお、①等の確認は、⑩等により行われる。</p>   | <p>①権利者 ②根拠<br/>③侵害の事実 ④疎明<br/>⑤識別 ⑥専用実施権者<br/>⑦含まれない(申立できない)<br/>⑧代理人(弁護士・弁理士等)<br/>⑨委任状 ⑩登録原簿</p> <p>第7回(コン)問17に関連</p> |
| <p>G1-009<br/>□□□</p> | <p><b>【税関／輸入差止申立の受理要件】</b></p> <p>輸入差止申立の受理要件の2つめは、権利の内容に根拠があるかということである。権利の有効性については、特許権など、特許庁への登録により有効性が認められる権利については、登録申請中の場合には輸入差止申立てを行うことが①。</p> <p>不正競争防止法関連では、不正競争防止法第2条1項1号から3号、第10号～12号により規定される不正競争品が輸入差止の対象となるが、権利の内容に根拠があることを示すために、例えば「周知表示の混同惹起行為(第1号)」によるものであれば、権利者の商品等表示が需要者の間で広く認識されているものであること等を②に意見を求め、その③を税関に提出する。不正競争防止法第2条1項10号により規定される不正競争品に関しては②の④を提出する。</p> | <p>①できない ②経済産業大臣<br/>③意見書 ④認定書</p> <p>第9回(特許)問17に関連</p>  |

※関税法の改正により、税関については2017年版でいくつか改訂を行っています。

|                       |   |                                    |
|-----------------------|---|------------------------------------|
| <p>G1-058<br/>□□□</p> | <p><b>【税関／輸入差止状況】</b></p> <p>平成28年の税関における知的財産侵害物品の差止状況に関して、輸入差止件数は、(①)を仕出しとするものが23,916件(構成比91.9%)と突出している。次いで(②)が717件(同2.8%)、(③)が427件(同1.6%)であった。</p> <p>一方、輸入差止点数は、(④)を仕出しとするものが373,735点(構成比60.0%)、次いで、(⑤)が159,575点(同25.6%)、(⑥)が53,505点(同8.6%)であった。</p> | <p>①中国 ②香港 ③韓国 ④中国<br/>⑤香港 ⑥韓国</p> |
|-----------------------|---|------------------------------------|

**G 2 : 税関（ランダム）**

|                       |  |               |
|-----------------------|--|---------------|
| <p>G2-001<br/>□□□</p> | <p><b>【税関／見本検査の承認申請】</b></p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>輸入差止申立が受理された権利者は、認定手続きが執られている限り、税関長に対し、見本検査の承認の申請をすることができる。その該当貨物を税関立会いのもと分解・分析を行う見本検査が実施できる。なお、当該検査には輸入者の立会も可能である。</p> | <p>適切である。</p> |
|-----------------------|--|---------------|

67 ページ（抜粋）

**H 1：不正競争防止法**

|                       |  |   |
|-----------------------|--|---|
| <p>H1-001<br/>□□□</p> | <p><b>【不正競争防止法／目的】</b></p> <p>不正競争防止法第1条によれば、この法律は、事業者間の(①)およびこれに関する(②)の的確な実施を確保するため、不正競争の防止および不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。この(②)とは、具体的には(③)、(④)、(⑤)等のことである。</p>   | <p>①公正な競争 ②国際約束 ③パリ条約<br/>④マドリッド協定 ⑤TRIPS協定</p>   |
| <p>H1-002<br/>□□□</p> | <p><b>【不正競争防止法／原告適格】</b></p> <p>不正競争防止法は、「事業者間の(①)を確保」することと、「(②)の的確な実施を確保」することを直接的な目的としている。不正競争防止法は、公益に対する侵害の程度が高いものについて(③)の対象とするとともに、私益の侵害にとどまるものについては事業者による民事的請求に任せており、(④)には原告適格はない。</p>   | <p>①公正な競争 ②国際約束 ③刑事罰<br/>④消費者</p>   |
| <p>H1-003<br/>□□□</p> | <p><b>【不正競争防止法／不正競争行為】</b></p> <p>不正競争防止法2条1項1号によれば、他人の商品等表示(氏名、商号、商標、容器・包装等)として、(①)されているものと同一もしくは(②)の商品等表示を使用し、またはその商品等表示を使用した商品を(③)し、引き渡し、(③)もしくは引き渡しのために(④)し、輸出し、輸入し、もしくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品または営業と(⑤)を生じさせる行為は「不正競争」である。</p> <p>この行為を簡潔に表現すると、(⑥)表示の(⑦)行為、である。商品・営業の(⑧)や(⑨)を普通に用いられる方法で使用する行為、(⑩)の不正の目的でない使用、(⑪)を獲得する前からの不正の目的でない使用は、適用除外とされている。</p> | <p>①需要者の間に広く認識 ②類似 ③譲渡<br/>④展示 ⑤混同 ⑥周知 ⑦混同惹起<br/>⑧普通名称 ⑨慣用表示 ⑩自己の氏名<br/>⑪周知性</p> <p>* ワインの名称については普通名詞であっても適用除外にはならない。</p> <p>(適用除外:不競法19条第1項)</p> |



68 ページ（抜粋）

|                       |  |   |
|-----------------------|--|---|
| <p>H1-005<br/>□□□</p> | <p><b>【不正競争防止法／周知表示混同惹起行為】</b></p> <p>次の記述内容は適切か？<br/>不正競争防止法でいう「周知」の意義は、全国的に知られていることである。</p>  | <p>不適切である。「周知」の意義は、需要者の間に広く認識されていることをいう。「著名」の意義が、全国的に知られていることである。</p>             |
| <p>H1-006<br/>□□□</p> | <p><b>【不正競争防止法／周知】</b></p> <p>次の記述内容は適切か？<br/>周知とは、需要者の間に広く認識されていることを指すが、「広く認識されている」と認められるためには、全国各所において広く認識されている必要がある。</p>   | <p>不適切である。<br/>少なくとも1つの地方において広く認識されていればよいと解されている。</p>                             |
| <p>H1-007<br/>□□□</p> | <p><b>【不正競争防止法／類似の表示】</b></p> <p>ある営業表示が他人の営業表示と類似のものに当たるか否かについては、取引の実情のもとにおいて、取引者または需要者が両表示の(①)、(②)または(③)に基づく印象、記憶、連想等から両者を(④)に類似のものとして受け取るおそれがあるか否かを基準として判断することが相当である。</p>                                   | <p>①外観 ②称呼 ③観念 ④全体的<br/>*「フットボールチームマーク事件」(最判 S.59.5.29)</p> <p>第21回(コン)問20に関連</p> |
| <p>H1-008<br/>□□□</p> | <p><b>【不正競争防止法／保護を受ける者】</b></p> <p>次の記述内容は適切か？<br/>不競法2条第1項1号の「他人」には、特定の表示に関する商品化契約によって結束した同表示の使用許諾者、使用权者および再使用权者のグループのように、同表示の持つ出所識別機能、品質保証機能および顧客吸引力を保護発展させるという共通の目的のもとに結束しているものと評価することができるようなグループも含まれる。</p> | <p>適切である。<br/>*「フットボールチームマーク事件」(最判 S.59.5.29)</p> <p>第21回(コン)問20に関連</p>           |

**H 2 : 不正競争防止法（ランダム）**

|                       |   |   |
|-----------------------|---|---|
| <p>H2-001<br/>□□□</p> | <p>【不正競争防止法／不正競争】</p> <p>不正競争防止法2条第1項1号によれば、「不正競争」の類型として、他人の商品等表示として、(①)の間に広く認識されているものと(②)もしくは(③)の商品等表示を使用し、またはその商品等表示を使用した商品を譲渡・展示するなどして、他人の商品または(④)と(⑤)を生じさせる行為が挙げられる。一言で表現すると、(⑥)の(⑦)行為、である。</p> | <p>①需要者 ②同一 ③類似 ④営業<br/>⑤混同 ⑥周知表示<br/>⑦混同惹起(じゃっき)</p> <p>(第5回1級学科試験に関連)</p> |
| <p>H2-002<br/>□□□</p> | <p>【不正競争防止法／技術的制限手段】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>不正競争防止法2条1項11号と12号には、技術的制限手段の回避による不正競争を規定しているが、これによる保護の対象は著作物に限定されない。</p>  | <p>適切である。</p>   |
| <p>H2-003<br/>□□□</p> | <p>【不正競争防止法／混同惹起行為】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>混同惹起行為の「混同」には、「広義の混同」も含まれ、「混同」されうる2社間には競争関係があることを要するとされている。</p>   | <p>不適切である。混同惹起行為の「混同」には、「広義の混同」も含まれ、「混同」されうる2社間に競争関係があることは要しないとされている。</p>   |

**I 1 : 独占禁止法**

|                       |  |   |
|-----------------------|--|---|
| <p>I1-001<br/>□□□</p> | <p><b>【独占禁止法／目的】</b></p> <p>独占禁止法は、(①)、(②)および(③)を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正かつ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭および国民実所得の水準を高め、もって、(④)の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする、としている。</p> | <p>①私的独占 ②不当な取引制限<br/>③不公正な取引方法 ④一般消費者<br/>(独禁1条)</p>   |
| <p>I1-002<br/>□□□</p> | <p><b>【独占禁止法／私的独占】</b></p> <p>次の記述内容は適切か？<br/>「私的独占」とは、事業者が、一定の取引分野において極めて高い市場占有率を占めており、同業者との競争上、著しく優越的な地位を築いていることをいう。</p>   | <p>不適切である。「私的独占」とは、事業者が、単独に、または他の事業者と結合し、もしくは通謀し、その他いかなる方法をもってするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、または支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。極めて高い市場占有率を占めているからといって、直ちに「私的独占」とみなされるものではない。<br/>(独禁2条第5項)</p> |
| <p>I1-003<br/>□□□</p> | <p><b>【独占禁止法／排除行為】</b></p> <p>独禁法2条第5項にいう「他の事業者の事業活動を排除する行為」に該当するか否かは、本件行為の単独かつ一方的な(①)ないし(②)としての側面が、自らの(③)の形成、維持ないし強化という観点からみて正常な(④)の範囲を逸脱するような(⑤)を有するものであり、競業者の(⑥)を著しく困難にするなどの効果を持つものといえるか否かによって決すべきものである。</p>                                | <p>①取引拒絶 ②廉売 ③市場支配力<br/>④競争手段 ⑤人為性<br/>⑥市場への参入<br/>* NTT東日本FTTH事件(最判H22.12.17)</p>  |

**J 1 : 契約**

|                       |  |   |
|-----------------------|--|---|
| <p>J1-001<br/>□□□</p> | <p><b>【契約／契約とは】</b></p> <p>契約とは、相互に対立する当事者の(①)の合致によって成立する法律行為である。</p> <p>日本の民法においては、(②)の原則がとられている。この(②)の原則とは、契約は当事者の自由な意思によって決定され、国家の干渉を受けないことをいう。これは、民法の(③)の原則が派生したものだとされている。ただし、(②)とはいっても当事者間の合意が常に契約としての拘束力を有するものではない。(④)に反する契約は無効だとされている。</p> <p>契約自由の原則の内容には、契約締結の自由、相手方選択の自由、内容決定の自由、方式(方法)の自由などがある。</p> <p>日本の民法においては、契約自由の原則の方式の自由から、契約は当事者の合意のみで成立するという(⑤)という原則がとられている。</p> | <p>①意思表示 ②契約自由<br/>③私的自治 ④公序良俗<br/>⑤諾成主義</p> <p>* 対立する意思表示とは、例えば当事者Aが売りたいといい、当事者Bが買いたいということなどである。</p> <p>* 契約自由の原則は、独占禁止法や労働基準法などによって制約を受けることがある。</p> <p>* 諾成契約ではない契約としては、「要物契約」がある。要物契約とは、意思表示の合致のほか、物の引渡しを必要とする契約のことである。</p> <p>第18回(コン)問34関連</p> |
| <p>J1-002<br/>□□□</p> | <p><b>【契約／契約書】</b></p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①契約は、契約書面を作成しなければ成立しない。</p> <p>②契約書面の標題としては、「契約書」、「覚書」、「合意書」などが挙げられるが、法的な効力に違いはない。</p> <p>③契約書に前文を設けるかどうかは当事者の自由であるが、契約書の前文は、契約書の一部とはみなされない。</p> <p>④契約書における見出しの有無によって、法的な効力に違いは生じない。</p> <p>⑤捨印とは、契約内容の追加や訂正ができるように、契約書の余白に押印しておくことをいうが、悪用されるおそれがある。</p>   | <p>①は不適切である。契約は、口頭約束のみでも成立する。</p> <p>②は適切である。契約内容が同じであれば、その効力に差があるものではない。</p> <p>③は不適切である。前文も、契約書の一部とみなされる。</p> <p>④、⑤は適切である。</p> <p>第7回(コン)問20に関連<br/>第9回(特許)問14に関連<br/>第16回(特許)問13に関連</p>   |

102 ページ（抜粋）

|                       |   |  |
|-----------------------|---|--|
| <p>J1-029<br/>□□□</p> | <p><b>【契約／ソフトウェア開発委託契約】</b></p> <p>ソフトウェアの開発委託を行う際には、公正取引委員会の、「役務の委託取引における(①)に関する(②)上の指針」に注意する必要がある。</p> <p>ソフトウェア開発委託契約における委託先への支払い条件については、(③)による規制に注意する必要がある。</p> | <p>①優越的地位の濫用 ②独占禁止法<br/>③下請法(下請代金支払遅延等防止法)</p>   |
| <p>J1-030<br/>□□□</p> | <p><b>【契約／独占的許諾】</b></p> <p>ライセンサーがライセンシーに独占的な許諾権を与える場合の特徴を挙げよ。</p>   | <p>①ライセンス料率は、非独占の場合と比べて、通常は高めに設定できる。<br/>②(①の交渉も含めて)ライセンサーが主導権を握り易い。<br/>③多数の相手と契約交渉する手間が省ける。(後に許諾を求めて来た者に対して、独占契約があることを理由に断ることができる。)<br/>④ライセンシーがその許諾権を用いてビジネス展開する能力を欠く場合には、ライセンシーから支払われるライセンス料の額はライセンサーにとっては期待を下回るものとなる(他の相手と契約していた場合に比べて、機会ロスが生じる)。→ライセンサーはライセンシーに対してミニマムギャランティやイニシャルペイメントなどを求めないと、最低期待収入の確保も保証されないものとなり得る。</p> <p>第10回(コン)問24に関連</p> |

120 ページ（抜粋）

**K 1 : 国際取引**

|                       |   |   |
|-----------------------|---|---|
| <p>K1-001<br/>□□□</p> | <p><b>【国際取引／国際裁判管轄】</b></p> <p>国際裁判管轄とは、国際取引の紛争を裁判で解決する上で、(①)の裁判所において裁判を行うか、という問題である。これは、取引の当事者間の合意の問題だけでなく、それぞれの国の法律における扱いにも注意が必要とされている。仮に契約において国際裁判管轄の規定がなかった場合であっても、裁判管轄権が認められる可能性が高いと考えられるのは、被告の(②)、(③)、不法行為地などを挙げるができる。</p>  | <p>①どの国<br/>②住所(被告の本店、支店、営業所等のある住所)<br/>③義務履行地</p> <p>第9回(コン)問22に関連</p>     |
| <p>K1-002<br/>□□□</p> | <p><b>【国際取引／国際裁判管轄(米国)】</b></p> <p>日本に本店があり、米国内には支店等がない会社を被告として米国の裁判所に提訴した場合、その裁判管轄権が認められることは(①)。</p> <p>ある事件について複数の国や地域に国際裁判管轄が認められる可能性がある場合に、(②)や(③)などに関して原告が自分に有利と期待する国や地域の裁判所に訴訟を提起する訴訟戦術は、(④)と呼ばれており、特に米国においてはよく行われている。これは、(⑤)、ディスカバリといった制度上の特性や、(⑥)の存在にもよるとされている。(⑥)とは、被告となる者が当該州に所在していない場合であっても、被告がその州に最低限の関連性 (minimum contact) がある場合には、当該州の裁判所が「長い腕」を伸ばすかのように州を超えて裁判管轄権を及ぼすことが認められるとする、米国各州における立法の通称である。</p> | <p>①ある ②勝訴率 ③賠償金額<br/>④フォーラムショッピング ⑤陪審制<br/>⑥ロングアーム法 (long arm statute)</p> |

131 ページ（抜粋）

**L 1：著作権等管理事業法**

|                       |  |  |
|-----------------------|--|--|
| <p>L1-001<br/>□□□</p> | <p><b>【著作権等管理事業法／全般】</b></p> <p>著作権等管理事業法が制定されたことに伴い、それまでの(①)は廃止された。管理事業法は、(①)に比べて(②)な規制を基本とし、著作権等の管理業務の健全な発展を促すための必要最小限度の規制を行うものである。</p> <p>新規参入を容易化するため、業務実施については(③)から(④)に改められた。(①)が施行されていた当時の「仲介業務」の考え方が改められ、委託者が著作権等を自ら管理(自己管理)している場合とそれに準ずると考えられる形態を規制対象から外し、それ以外の管理形態のみを「著作権等管理事業」として規制対象としている。</p> <p>使用料については(⑤)から(⑥)に改められ、適正な使用料を設定するための(⑦)を整備するなど適正な業務運営を確保するための措置が設けられた。</p> <p>利用実態の変化に対応して、適用対象範囲が小説、脚本、音楽の3分野の著作物から(⑧)、更には(⑨)、(⑩)、(⑪)および(⑫)に拡大された。</p> | <p>①仲介業務法 ②緩やか ③許可制<br/>④登録制 ⑤認可制 ⑥届出制<br/>⑦協議・裁定制度 ⑧著作物一般<br/>⑨実演 ⑩レコード ⑪放送<br/>⑫有線放送</p> <p>第7回(コン)問32に関連<br/>第12回(コン)問30に関連</p> |
|-----------------------|--|--|

134 ページ（抜粋）

|                       |  |   |
|-----------------------|--|---|
| <p>L1-011<br/>□□□</p> | <p><b>【著作権等管理事業法／管理委託契約】</b></p> <p>受託者による著作物、実演、レコード、放送および有線放送の(①)に際して(②)が(③)を決定することとされている管理委託契約は、著作権等管理事業法による規制対象から除外される。</p> <p>許諾条件の中で最も重要な(③)の決定権が委託者に留保されている場合、すなわち(④)である場合は、自分の権利を自分で管理するいわゆる(⑤)と同様の管理形態のため委託者の利益が害される可能性は低いとして、著作権等管理事業法による規制の対象外とされている。</p> | <p>①利用の許諾 ②委託者<br/>③使用料の額 ④非一任型の管理<br/>⑤自己管理</p> <p>第7回(コン)問38に関連</p> |
|-----------------------|--|---|

**M1：プロバイダ責任制限法**

|                       |   |  |
|-----------------------|---|--|
| <p>M1-001<br/>□□□</p> | <p><b>【プロバイダ責任制限法／全般】</b></p> <p>この法律の第1条では、「この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の(①)の制限および(②)の開示を請求する権利につき定めるものとする。」としている。</p> <p>ここで、情報の「流通」とは、情報を「(③)、(④)、(⑤)こと」の3面を併せて表現したものであるとされている。</p>   | <p>①損害賠償責任 ②発信者情報<br/>③送り ④伝え ⑤受ける<br/>(プロ責法1条)</p>  |
| <p>M1-003<br/>□□□</p> | <p><b>【プロバイダ責任制限法／権利の侵害】</b></p> <p>「権利の侵害」とは、この法律で独自に定義されるものではなく、民事上の(①)等の要件としての権利侵害に該当するものである。権利侵害としては、具体的には、(②)、商標権侵害、(③)、(④)等様々なものが想定され、特に限定をすることなく、それらについて、横断的に対象とするものである。</p> <p>なお、刑法上のわいせつに該当する情報、児童ポルノに該当する情報などは、当該情報の流通により、社会的法益が侵害されることとなるものであるが、同時に(⑤)の権利が侵害されるものでなければ、本法律の対象とは(⑥)。また、暴力的な表現を内容とする情報等の有害ではあるが法令には違反しないような情報についても、当該情報の流通によって(⑤)の権利が侵害されることとはならないため、本法律の対象とは(⑦)。</p> | <p>①不法行為 ②著作権侵害<br/>③名誉毀損 ④プライバシー侵害<br/>⑤特定個人 ⑥ならない<br/>⑦ならない</p> <p>第7回(コン)問39に関連<br/>第15回(コン)問40に関連<br/>第21回(コン)問30に関連</p> |



**N 1：個人情報保護法**

|                       |  |   |
|-----------------------|--|---|
| <p>N1-001<br/>□□□</p> | <p>【個人情報保護法／個人情報】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①氏名だけのデータであれば個人情報には該当しない。</p> <p>②メールアドレスだけであれば個人情報に該当することはない。</p> <p>③新聞やインターネットなどで既に公表されている個人情報も、個人情報保護法で保護される。</p> <p>④オンラインゲームにおける「ニックネーム」及び「ID」が公開されていても、通常は特定の個人を識別することはできないため、個人情報には該当しない。ただし、「ニックネーム」または「ID」を自ら保有する他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別できる可能性があり、そのような場合には個人情報に該当し得る。</p> | <p>①は不適切である。、氏名のみであっても、社会通念上、特定の個人を識別することができるものと考えられるため、個人情報に該当すると考えられる。</p> <p>②は不適切である。メールアドレスのユーザー名及びドメイン名から特定の個人を識別することができる場合、当該メールアドレスは、それ自体が単独で、個人情報に該当する。</p> <p>③、④は適切である。</p>                            |
| <p>N1-002<br/>□□□</p> | <p>【個人情報保護法／個人情報】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①顧客との電話の通話内容は個人情報に該当するため、通話内容を録音している場合には、録音している旨を相手方に必ず伝えなければならない。</p> <p>②顧客情報のみでなく、従業員に関する情報も個人情報保護法の規律に従って取り扱う必要がある。</p> <p>③故人の情報は、保護対象ではない。ただし、死者に関する情報が、同時に生存する遺族などに関する情報である場合には、その遺族などに関する「個人情報」となる。</p>  | <p>①は不適切である。通話内容から特定の個人を識別することが可能な場合には個人情報に該当する。個人情報に該当する場合、個人情報保護法上は、利用目的を通知または公表する義務はあるが、録音していることについて伝える義務ではない。</p> <p>②は適切である。</p> <p>③は適切である。個人情報保護法は、「個人情報」を生存する個人に関する情報に限っており、死者に関する情報については保護の対象とはならない。</p> |

**N 2：消費者契約法**

|                       |   |  |
|-----------------------|---|--|
| <p>N2-001<br/>□□□</p> | <p>【消費者契約法／消費者と事業者】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①「消費者」とは、個人をいうが、事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合におけるものは除かれる。</p> <p>②「事業者」には、個人は含まれない。</p> | <p>①は適切である。</p> <p>②は不適切である。「事業者」とは、法人その他の団体および事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。</p> |
|-----------------------|---|--|

○1：電子商取引

|                       |   |  |
|-----------------------|---|--|
| <p>01-001<br/>□□□</p> | <p>【電子商取引／ショッピングモール運営者の責任】</p> <p>ネットショッピングモール運営者の責任に関して、次の記述内容は適切か？</p> <p>①店舗との取引で損害を受けたショッピングモール利用者に対しては、モール運営者は原則として責任を負わない。</p> <p>②店舗による営業をサイバーモール運営者自身による営業とモール利用者が誤って判断するのもやむを得ない外観が存在し、その外観が存在することについてモール運営者に責任があり、モール利用者が重大な過失なしに営業主を誤って判断して取引をした場合には、モール運営者が責任を負う場合もあり得る。</p>  | <p>①、②ともに適切である。</p>  |
| <p>01-002<br/>□□□</p> | <p>【電子商取引／売買契約の成立】</p> <p>インターネットでの取引に関して、次の記述内容は適切か？</p> <p>①民法上、契約の成立には、申込みと承諾の意思表示の合致が必要とされているが、ウェブサイトを見た購入希望者は、当該サイトの購入申込システムに従い、申込ボタンをクリックする等の方法で、契約の申込みの意思表示をする。申込みの意思表示があると、売主は電子メールなどにより承諾の意思表示をする。この点、電子メールなどの電子的な方式による契約の承諾通知は、原則として極めて短時間で相手に到達するため、隔地者間の契約において承諾通知が電子メール等の電子的方式で行われる場合には、発信主義が適用されず、当該契約は、承諾通知が申込者（購入希望者）に到達したときに成立する。</p> <p>②「在庫を確認の上、受注が可能な場合には改めて正式な承諾通知をお送りします。」といった通知は、このように契約申込みへの承諾が別途なされることが明記されている場合であっても、承諾通知を前提にしている以上、承諾通知に該当すると考えられる。</p> | <p>①は適切である。</p> <p>②は不適切である。「在庫を確認の上、受注が可能な場合には改めて正式な承諾通知をお送りします。」といったように、契約申込みへの承諾が別途なされることが明記されている場合などは、受信の事実を通知したにすぎず、そもそも承諾通知に該当しないと考えられる。</p> <p>第24回(コン)問32に関連</p> |

※「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」が改訂されたことに伴い、2018年版では一部内容を改訂しています。

179 ページ（抜粋）

|                       |   |  |
|-----------------------|---|--|
| <p>O1-027<br/>□□□</p> | <p><b>【電子商取引／ドメイン名に係る不正競争】</b></p> <p>ドメイン名の不正取得に関して、次の記述内容は適切か？</p> <p>①不正競争防止法において、不正の利益を得る目的(図利目的)または他人に損害を加える目的(加害目的)で、他人の特定商品等表示と同一または類似のドメイン名を使用する権利を取得し、もしくは保有しまたはそのドメイン名を使用する行為を「不正競争」としている。</p> <p>②不正競争防止法による運用上は、末尾が「.jp」または「.com」であるJPドメイン名のみを規制対象としている。</p> <p>③アルファベットが大文字か小文字かの違いがあれば、ドメイン名の不正取得とはならないと解されている。</p> <p>④JPドメイン名についてはJPNIC、一般ドメイン名についてはICANNの認定紛争処理機関に紛争処理を求めることができる。</p>  | <p>①は適切である。取得・保有だけで、不競法による規制対象となる。(不競法2条第1項12号)</p> <p>②は不適切である。末尾が「.jp」であるJPドメイン名、諸外国の国コードドメイン名(例えば「.uk」等)、末尾が国コードでない一般ドメイン名(例:「.com」,「.org」等)のいずれも、不正競争防止法の対象となる。</p> <p>③は不適切である。大文字か小文字かの違いは重要ではないというべきであると判示した裁判例がある。また、「J-PHONE」と「ジェイフォン」、「J-フォン」は同一ないし類似すると考えられる。</p> <p>④は適切である。</p> <p>第21回(コン)問31に関連</p> |
| <p>O1-028<br/>□□□</p> | <p><b>【電子商取引／プログラムの瑕疵】</b></p> <p>プログラムの瑕疵に関して、次の記述内容は適切か？</p> <p>①ユーザーから対価を受け取りながら、瑕疵のあるプログラムを提供した場合は、その責任はベンダーに帰することとなり、民法上の責任としては、瑕疵担保責任のみが問われることになる。</p> <p>②プログラムの動作は、プログラムの使用環境に依存するため、通常プログラムの動作環境があらかじめ明示されていることが多いが、この場合において、ユーザーの使用環境が明示された動作環境の範囲外のときに発生したプログラムの不具合は、瑕疵に当たらないものと解される。</p> <p>③プログラムのバグ一般が瑕疵に該当するわけではなく、ユーザーの使用に差し支えない程度の微細なバグはそもそも瑕疵とまではいえない(ベンダーの責任は問われない)と解される。また、微細でないバグであっても、ユーザーが簡単にパッチを入手してバグを修正することができるようになっていれば、当該バグがあることをもって、プログラムに瑕疵ありと評価すべきでないとの考え方もありうる。</p> | <p>①は不適切である。民法上の責任としては、瑕疵担保責任(民法570条(売買の場合)、634条(請負の場合))または債務不履行責任(415条)のいずれかが問われることになる。</p> <p>②、③は適切である。</p>   |

186 ページ（抜粋）

**P 1 : 米国著作権法**

|                       |  |   |
|-----------------------|--|---|
| <p>P1-001<br/>□□□</p> | <p>【米国著作権法／全般】</p> <p>米国著作権法は、(①)に基づいて制定されている。(①)では、著作権条項の目的として、「科学および有用な技芸の振興を促進する」と規定しており、日本の著作権法が文化の発展を目的とするものであるのに対し、米国著作権法は、(②)に基づくものとされている。</p>      | <p>①連邦憲法 ②産業政策</p>  |
| <p>P1-002<br/>□□□</p> | <p>【米国著作権法／全般】</p> <p>「米国著作権法」といえば、(①)を指すことが多いが、米国には(①)だけでなく、(②)も存在している。(①)において保護対象とされるためには、(③)された著作物であることが要件であるとされている。一方、(②)においては、(④)の著作物のみが保護対象とされる。</p> | <p>①連邦著作権法 ②州著作権法<br/>③固定 ④未固定<br/>*「州の制定法」というものが存在する。</p> <p>第10回(コン)問34に関連<br/>第18回(コン)問41に関連</p>                             |
| <p>P1-003<br/>□□□</p> | <p>【米国著作権法／成文法】</p> <p>成文法とは、国家の議会などの立法機関によって制定された、文字によって表記されている法である。(①)と同義で用いられることがある。一方、文字による表記はされていないが法として存在するものは、(②)と呼ばれている。慣習、判例、条理などが(②)に含まれる。</p>   | <p>①制定法 ②不文法</p>  |
| <p>P1-004<br/>□□□</p> | <p>【米国著作権法／コモンロー】</p> <p>「コモンロー」は、(①)の概念に対する、英米法の法体系を象徴する概念として用いられることがある。また、(②)の概念に対する、(③)・(④)の概念として用いられることがある。</p>  | <p>①大陸法 ②制定法 ③判例法<br/>④慣習法<br/>* 米国の方体系は、過去の判例を主たる法源とするコモンローである。<br/>* 「コモンロー」は多義に用いられているため、注意が必要である。</p> <p>第13回(特許)問28に関連</p> |

187 ページ（抜粋）

|                       |   |  |
|-----------------------|---|--|
| <p>P1-006<br/>□□□</p> | <p>【米国著作権法／コモンローとエクイティ】</p> <p>米国の法制度・訴訟制度に関し次の記述内容は適切か？</p> <p>①コモンロー上の救済（損害賠償等）を求める場合には、憲法により陪審による審理を受ける権利が保障される。</p> <p>②エクイティ上の救済（差止等）のみを求める場合には、陪審による審理を受ける権利は保障されていない。</p>  | <p>①、②ともに適切である。</p>  |
| <p>P1-007<br/>□□□</p> | <p>【米国著作権法／保護される著作物】</p> <p>米国著作権法の第102条(a)では、「著作権による保護は、本編に従い、現在知られているかまたは将来開発される有形的表現媒体であって、直接にまたは機械もしくは装置を使用して著作物を覚知し、(①)または(②)することができるものに(③)された、著作者が作成した(④)な著作物に及ぶ。著作者が作成した著作物は、以下に掲げる種類の著作物を含む。」としている。</p> <p>ここでポイントとなることを2点のみ挙げると、著作物が著作権法で保護されるためには、(③)されたものであり、(④)なものであることが要件とされている。</p> <p>なお、102条(a)に挙げられた8つの著作物の種類(カテゴリー)は、(⑤)ではない。</p> | <p>①複製 ②伝達 ③固定<br/>④創作的 ⑤限定列举<br/>(米著102条(a))</p> <p>*「固定」は、紙などに印刷された場合だけでなく、ハードディスク等への保存も含まれる。</p> <p>第21回(コン)問43に関連<br/>第24回(コン)問34に関連</p> |

188 ページ（抜粋）

|                       |  |  |
|-----------------------|--|--|
| <p>P1-008<br/>□□□</p> | <p>【米国著作権法／創作性】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①著作物が著作権法により保護されるためには、創作性が必要とされるが、この創作性には、高いレベルの創造性(creativity)が求められる。</p> <p>②機械的で月並みなものは、創作性があるとは認められにくい。</p> <p>③著作物が著作権法により保護されるためには、その著作物が創作された時点において、新規性を有している必要がある。</p> | <p>①は不適切である。ファイスト判決(連邦最高裁)によれば、最低限度の創造性を有していればよく、必要な創造性の程度は低いとされている。</p> <p>②は適切である。</p> <p>③は不適切である。「新規性」は特許の要件であるが、著作権法で保護を受けるための要件ではない。</p> <p>第9回(コン)問33に関連<br/>第21回(コン)問43に関連</p> |
|-----------------------|--|--|

199 ページ（抜粋）

|                       |  |   |
|-----------------------|--|---|
| <p>P1-049<br/>□□□</p> | <p><b>【米国著作権法／フェアユース】</b></p> <p>著作物の使用がフェアユースとなるかどうかを判断する場合に考慮すべき要素として、次の4つが規定されている。1)使用の(①)。2)著作権のある著作物の(②)。3)著作権のある著作物全体との関連における使用された(③)。4)著作権のある著作物の(④)または(⑤)に対する(⑥)。</p> <p>これらのすべての要素を考慮してフェアユースが認定された場合、著作物が(⑦)であるという事実自体は、フェアユースの認定を妨げない。</p>  | <p>①目的および性格 (purpose and character)<br/>②性質 (nature)<br/>③部分の量および実質性 (amount and substantiality)<br/>④潜在的市場 ⑤価値<br/>⑥使用の影響 (effect of the use)<br/>⑦未発行</p> <p>* フェアユースに当たるかどうかの判定は、これらの全ての要素を踏まえ総合的に判断される。どれか特定の要件を満たせばフェアユースと認定されるものではない。<br/>(米著107条)</p> <p>第18回(コン)問40に関連<br/>第24回(コン)問33に関連</p> |
| <p>P1-050<br/>□□□</p> | <p><b>【米国著作権法／フェアユース】</b></p> <p>次のうち、フェアユースであると判断されやすいものはどれか。</p> <p>①非商業的目的・非営利目的の使用<br/>②もとの著作物の有する経済的価値に便乗する利用<br/>③(著作物を利用するための)メディアを変更する利用<br/>④引用の程度が大きい利用<br/>⑤トランスフォーマティブ・ユースであると認められ、なおかつもとの著作物の潜在的市場を奪う可能性が高い利用<br/>⑥トランスフォーマティブ・ユースであると認められ、なおかつもとの著作物の潜在的市場への影響についての原告による立証がない利用<br/>⑦もとの著作物を否定する評価を与える利用</p> | <p>①、③、⑥、⑦</p>  |

**Q 1 : 中国著作権法**

|                       |   |   |
|-----------------------|---|---|
| <p>Q1-001<br/>□□□</p> | <p>【中国著作権法／法体系】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①中国の法体系は不文法であり、人民法院は、過去の判例に基づいて事件を審理し、判決を下すことを重視している。</p> <p>②中国の法体系は、中国全土に渡って統一的に整備されている。</p> <p>③中国はWTOに加盟しているため、TRIPS協定が規定する、知的財産権保護に関する条約上の義務を負っている。</p> <p>④中国には、憲法が制定されている。</p> | <p>①は不適切である。中国の法体系は成文法体系(大陸法体系)に属する。</p> <p>②は不適切である。例えば、香港の法体系は、コモンロー体系に属する。</p> <p>③は適切である。</p> <p>④は適切である。</p> <p>第10回(コン)問36に関連</p>   |
| <p>Q1-002<br/>□□□</p> | <p>【中国著作権法／裁判】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①中国における裁判所には、基層、中級、高級、最高といった階層があるが、裁判は三審制を採用している。</p> <p>②中国の裁判では、判例は重視されるとは限らない。ただし、最高人民法院の判決は、各級の人民法院の審判に影響を与えている。</p> <p>③司法解釈は、下級の人民法院でも作成され、下級審においてもほとんど影響力はないとされている。</p>         | <p>①は不適切である。中国における裁判所には、基層、中級、高級、最高といった階層があるが、裁判は二審制を採用している。</p> <p>②は適切である(曖昧なものであるが)。判例は法源ではないとされている。</p> <p>③は不適切である。司法解釈には、最高人民法院の審判解釈と、最高人民検察院の検察解釈があり、下級審においては大きな影響力を持っているとされている。</p> <p>第10回(コン)問36に関連</p> |
| <p>Q1-003<br/>□□□</p> | <p>【中国著作権法／保護の要件】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>中国著作権法では、ベルヌ条約の無方式主義に従い、著作物として保護される要件として登録等を求めているが、著作物は公表されたものに限り、保護対象となる。</p>  | <p>不適切である。公表されたか否かに関わらず、著作物は創作完成日より生じる。ベルヌ条約の無方式主義に従っている旨は適切である。</p> <p>(中著2条ほか)</p> <p>第24回(コン)問35に関連<br/>第27回(コン)問44に関連 ほか</p>  |

|                       |  |   |
|-----------------------|--|---|
| <p>R1-002<br/>□□□</p> | <p>【条約／各種の条約】</p> <p>ベルヌ条約、万国著作権条約、WIPO著作権条約、ローマ条約、レコード保護条約、WIPO実演・レコード条約、TRIPS協定について。</p> <p>①採択された年が最も早いものは？<br/>②採択された年が、最も遅いものは？<br/>③著作権隣接権を扱うものは？<br/>④著作権の保護と著作権隣接権の保護の両方を対象としているものは？<br/>⑤別名が実演家等保護条約、であるものは？<br/>⑥採択の背景としてインターネットの普及への対応があったものは？<br/>⑦日本が加盟していないものは？<br/>⑧米国が加盟していないものは？<br/>⑨中国が加盟していないものは？<br/>⑩方式主義の国と無方式主義の国の架け橋の条約であるとされるのは？</p> | <p>①ベルヌ条約(1886年採択)<br/>②WIPO著作権条約、WIPO実演・レコード条約(1996年に同時採択)<br/>③ローマ条約、レコード保護条約、TRIPS協定、WIPO実演・レコード条約<br/>④TRIPS協定<br/>⑤ローマ条約<br/>⑥WIPO著作権条約、WIPO実演・レコード条約<br/>⑦ない(日本や韓国、多くのEU加盟国は全てに加盟)<br/>⑧ローマ条約<br/>⑨ローマ条約<br/>⑩万国著作権条約</p> <p>第18回(コン)問42に関連<br/>第27回(コン)問41に関連 ほか</p> |
| <p>R1-003<br/>□□□</p> | <p>【条約／各種の条約】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①万国著作権条約においては、マルCマークに関する規定がある。<br/>②ローマ条約、レコード保護条約においては、マルPマークに関する規定がある。<br/>③ベルヌ条約、万国著作権条約は、共に、著作者に関する定義規定を設けておらず、著作者に法人等の団体が含まれるかどうかは各国の国内法令の定めるところによるものと解されている。<br/>④「All rights reserved.」はブエノスアイレス条約における著作権表記であるが、我が国は、ブエノスアイレス条約には加盟していない。<br/>⑤日本政府は、「視聴覚的実演に関する北京条約」の加入書を世界知的所有権機関(WIPO)事務局長に寄託済みである。</p>      | <p>①～⑤まで全て適切である。</p> <p>* アメリカはブエノスアイレス条約の加盟国である。現在ではブエノスアイレス条約のすべての加盟国がベルヌ条約に加盟している。</p> <p>* 北京条約は未発効であり、締約国となる資格を有する国のうち30の国が批准書または加入書を寄託した後3か月で発効する。</p> <p>第12回(コン)問35に関連<br/>第21回(コン)問40に関連</p>   |



|                       |   |   |
|-----------------------|---|---|
| <p>R2-008<br/>□□□</p> | <p>【条約／ベルヌ条約(本国)】</p> <p>ベルヌ条約において、次の著作物については、次の国を本国とする。A)いずれかの同盟国において(①)された著作物については、その同盟国。もっとも、異なる(②)を認める2以上の同盟国において(③)された著作物については、これらの国のうち法令の許与する(②)が(④)とする。B)同盟に属しない国およびいずれかの同盟国において同時に発行された著作物については、その(⑤)。</p>  | <p>①最初に発行 ②保護期間<br/>③同時に発行 ④最も短い国<br/>⑤同盟国<br/>(5条(4)(a)、(b))</p> <p>第9回(コン)問35に関連</p>                      |
| <p>R2-009<br/>□□□</p> | <p>【条約／ベルヌ条約(著作者人格権)】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①ベルヌ条約は加盟国に対し、著作権が著作者から他者に移転された後も、その著作者が保有する著作者人格権を保護することを求めている。</p> <p>②著作者人格権については、著作者の死亡とともに消滅すると規定している。</p>   | <p>①は適切である。<br/>②は不適切である。著作者が死亡した場合においても、原則として少なくとも著作権(財産権)が消滅する時まで、著作者人格権を保護しなければならないとしている。<br/>(6条の2)</p> |
| <p>R2-010<br/>□□□</p> | <p>【条約／ベルヌ条約(著作者人格権)】</p> <p>著作者は、その財産的権利とは別個に、この権利が移転された後においても、著作物の(①)であることを主張する権利および著作物の変更、切除その他の改変または著作物に対するその他の侵害で自己の(②)を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利を保有する。</p> <p>この著作者人格権は、著作者の(③)においても、少なくとも(④)が消滅するまで存続し、保護が要求される国の法令により資格を与えられる人または団体によって行使される。ただし、一定の例外が認められている。</p> | <p>①創作者 ②名誉または声望<br/>③死後 ④財産的権利<br/>(6条の2(1)、(2))</p>   |

**S 1 : T R I P S 協 定**

|                       |   |  |
|-----------------------|---|--|
| <p>S1-001<br/>□□□</p> | <p>【TRIPS協定／全般】</p> <p>TRIPS協定は、日本語名では「(①)の貿易関連の側面に関する協定」とされている。国際的な取極めとして、工業所有権については(②)、著作権については(③)、著作隣接権については(④)、集積回路については(⑤)が定めているが、TRIPS協定はこれらの既存の条約の主要条項を遵守することを義務づけ、(①)の国際的、包括的な保護を図ることをその目的としている。TRIPS協定は、(⑥)協定の1付属書という位置づけとなっている。</p> <p>TRIPS協定の成立の背景の1つには、先進国と開発途上国との間の対立があった。TRIPS協定では、開発途上国に対しては、TRIPS協定が規定する一部の義務について、規定の適用に(⑦)を設けている。またTRIPS協定は、先進国が開発途上国に対して技術移転等を図るための(⑧)を提供するとしている。</p>  | <p>①知的所有権 ②パリ条約<br/>③ベルヌ条約 ④ローマ条約<br/>⑤ワシントン条約<br/>⑥WTO(世界貿易機関) ⑦猶予期間<br/>⑧奨励措置</p> <p>第7回(コン)問24に関連<br/>第12回(コン)問45に関連</p>  |
| <p>S1-002<br/>□□□</p> | <p>【TRIPS協定／全般】</p> <p>TRIPS協定は、前文および第1部から第7部までの構成となっている。</p> <p>まず、第1部では、一般規定および基本原則を規定している。この中において、(①)や(②)など既存の条約との整合を図るとともに、既存の条約でも規定されていた、(③)の原則に加え、(④)の原則が規定されている。</p> <p>第2部では、知的所有権の取得可能性、範囲および使用に関する基準を規定している。この中では各節を設け、著作権、特許等の主要な知的所有権だけでなく、(⑤)、(⑥)の保護、契約による(⑦)等における(⑧)の規制についても規定している。</p> <p>第3部では、知的所有権の行使を規定している。この中では各節を設け、一般的義務、民事上および行政上の手続および救済措置、暫定措置、(⑨)に関する特別の要件、(⑩)の手続が規定されている。</p> <p>第4部では知的所有権の取得および維持ならびにこれらに関連する当事者間手続を規定している。</p> <p>第5部では紛争の防止および解決について規定している。この中で、(⑪)を確保するためとして、加盟国が実施する(⑫)等については公表すること、(⑬)に通報することなどを求めている。</p> <p>第6部では経過措置について規定している。この中で、後発開発途上加盟国に対して、一部の義務規定についての(⑭)や、先進国による(⑮)などについて規定している。</p> <p>第7部では、制度上の措置および最終規定が規定されている。</p> | <p>①パリ条約 ②ベルヌ条約<br/>③内国民待遇 ④最恵国待遇<br/>⑤地理的表示<br/>⑥開示されていない情報 ⑦実施許諾<br/>⑧反競争的行為 ⑨国境措置<br/>⑩刑事上 ⑪透明性 ⑫法令<br/>⑬貿易関連知的所有権理事会(TRIPS理事会)<br/>⑭猶予期間 ⑮技術協力</p> <p>第7回(コン)問24に関連<br/>第12回(コン)問45に関連</p> |

**T 1～T 3：総合ランダム問答集**

総合ランダム問答集と致しまして、1セット45問の問答を3セット用意しました。これは実際の学科試験のテーマ配分を模したものです。学習の初期、中盤、直前期それぞれにおきまして、おおよその得点力を把握することを狙いとしております。多くの事項は、すでにこれまでの問答の中で採り上げられている知識事項をベースにしておりますが、中には、これまでの問答の中で採り上げられていない知識事項を素材としたものもございますので、本書だけでなく、その他の教材等を併用した学習に取り組まれた場合における得点力をチェックすることにも資するように作成しております。

全体としてやや判断に困るような難解なものを多くしております。出題者の意図を汲み取って解答する訓練にも資するものとなるようにしております。かなりマイナーな事項も採り上げていますので、復習は優先度判断を誤らないように注意して下さい。

**T 1：総合ランダム①**

|                       |   |  |
|-----------------------|---|--|
| <p>T1-001<br/>□□□</p> | <p><b>【民法／共同不法行為】</b></p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①共同不法行為を行って他人に損害を加えたときは、各加害者は、原則としてその人数に応じた割合で、損害賠償責任を負担する。</p> <p>②共同不法行為の行為者を教唆した者は、共同行為者とみなされる。</p> <p>③共同不法行為の行為者を幫助した者は、共同行為者とみなされる。</p>   | <p>①は不適切である。共同不法行為の場合、加害者は連帯して損害賠償する責任を負う。このため、各加害者は損害の全部についての賠償責任を負う。</p> <p>②、③は適切である。<br/>(民719条)</p>         |
| <p>T1-002<br/>□□□</p> | <p><b>【民事訴訟法／弁論主義】</b></p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①裁判所は当事者の主張しない事実を判決の基礎とすることができないということは、弁論主義の具体的内容の1つである。</p> <p>②裁判所は当事者間に争いのない事実は、そのまま判決の基礎としなければならないということは、弁論主義の具体的内容の1つである。</p> <p>③裁判所は当事者間に争いのある事実を認定するには当事者が提出した証拠によらなければならないということは、弁論主義の具体的内容の1つである。</p> <p>④裁判所が当事者に対して質問等を行うことは、弁論主義により、原則として禁止されている。</p> | <p>①～③までは適切である。弁論主義の第1～第3テーゼまでの内容である。</p> <p>④は不適切である。裁判所が当事者に質問することは釈明権として認められている。これは弁論主義を補完するものとして位置づけられる。</p> |